平成２８年（フ）第２７号
最後の住所：福井県敦賀市新和町１丁目７番地１　サンブリエ和久野Ⅰ　204号室、開始決定時の住所福井県敦賀市中央町２丁目10番22―506号　セントラルヨーコー
破産者　被相続人亡堀田勝壽相続財産
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２４１号
静岡県富士市中之郷3241番地の５
破産者　株式会社メイデンキ
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２１８号
神戸市西区岩岡町西脇878番地の５
破産者　有限会社夢土木
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市今町２丁目352番地
破産者　特定非営利活動法人ほほえみ香房
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
愛媛県今治市阿方甲427番地７
破産者　有限会社やまさき
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町７番43号
破産者　株式会社五常
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２４号
高知県安芸市土居2032番地
破産者　中平　隆雄
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１１６８号
福岡市東区多々良２丁目６番12―203号
破産者　星野　　悠
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７１号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目17番５号
破産者　永杉　貴司
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７８号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目12番６号、申立時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木430番地１
破産者　進藤　博之
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９４号
福岡市博多区上呉服町２番33号
破産者　寺下　史郎
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３７号
福岡県糸島市高田５丁目18番14号
破産者　藤野　信一
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３８号
福岡県糸島市高田５丁目18番14号
破産者　藤野絵里香
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９７５号
福岡市東区松田１丁目８番62―404号
破産者　高倉　康子（旧姓熊井・喬橋・西原・垣内）
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８号
福岡県糟屋郡久山町大字山田883番地35
破産者　山井　大地
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県朝倉市大庭1561番地１
破産者　三笠　順子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３号
福岡県糟屋郡志免町別府３丁目２番10号、前住所福岡市東区箱崎１丁目５番14―502号
破産者　小西塗装こと　小西　　努
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５０５号
福岡県糸島市二丈田中125番地10
破産者　山崎　行子
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９７４号
福岡市東区千早１丁目28番５―102号
破産者　豊田賢治こと　金　　賢治
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部